

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案要綱

第一 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

一 昭和六年九月十八日以後に死亡した者の妻として、令和五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面百十万円、五年償還の国債を支給すること。（第一条関係）

二 昭和六年九月十八日以後に死亡した者の妻として、令和十年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面百十万円、五年償還の国債を支給すること。（第二条関係）

三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。（第三条から第十二条まで及び附則第五条関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、令和五年四月一日から施行すること。ただし、第一の二及び第二の二の一部については、令和十年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条から第四条まで関係）